平成２５年（フ）第３３１６号
神戸市北区有野台３―17―６、開始決定時の住所神戸市兵庫区会下山町３丁目17番10号
破産者　中居　成子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２３号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　906
破産者　平林　正彦
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５６号
大阪市都島区内代町２丁目６番15―405号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番105―606号
破産者　芝原　　力
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９１号
大阪府茨木市玉水町１番47号の１　暁荘２階25号
破産者　澤中　弘之
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９９号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目６番10―1203号、前住所大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―1801号
破産者　仲野　茂雄
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４１号
兵庫県川西市栄根２丁目６番７―203号
破産者　濵田　孝彦
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８１号
大阪市此花区春日出中２丁目10番８号
破産者　ワールドサッカーこと　原木　充弘
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３２号
大阪府吹田市五月が丘西６番４―708号
破産者　すて―きはうす季里こと　横田　正和
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２号
堺市北区金岡町1490番地７
破産者　辻村　美代
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３８号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目13番３号
破産者　吉岡　昌藤
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
神戸市西区井吹台東町３丁目24番地の14　仲道方、開始決定時の住所神戸市兵庫区塚本通３丁目１番10号
破産者　水上　良子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３４号
神戸市中央区加納町２―３―16―506、住民票上の住所神戸市須磨区月見山町３丁目１番１―202号
破産者　辻　　治美（旧姓野田）
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４９号
兵庫県姫路市亀山１丁目59グローバル姫路南307号室、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目145番地11
破産者　久保田玲子（旧姓毛利）
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市東今宿２丁目７番９号
破産者　志水　　清
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６２６号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番６号　日下グランドハイツ301号
破産者　梶原　久美
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６２号
福岡県豊前市大字下河内79番地
破産者　藤末　　謙
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目15番１号　パークマンション201号
破産者　坂口佐知子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６０号
青森県八戸市湊高台３丁目16番26号　ユートピア古川２―101、前住所青森県八戸市旭ケ丘３丁目１番地56
破産者　久保　健生
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
青森県八戸市大字糠塚字土取場23番地
破産者　山地　ミヱ
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係